ラジオ広報（限度額適用・標準負担額減額認定）　7/2（木）放送

アナ	皆さま、こんにちは。長寿医療ひとくちメモのお時間です。 昨日は、保険料についてお話を伺いましたが、今日は限度額適用・標準負担額減額認定制度について、栃木県後期高齢者医療広域連合の○○さんに伺いたいと思います。○○さん、よろしくお願いします。
○○	はい、よろしくお願いします。
アナ	早速ですが、○○さん。今日お話を伺う、限度額適用・標準負担額減額認定制度、ですか、日頃あまり耳にしない言葉ですが、これはどのような制度なんでしょうか。
○○	はい。確かにちょっと耳慣れない言葉かと思います。これは、例えば、病院に通院した場合、長寿医療制度の保険証をお使いの方は、原則１割の窓口負担をしていただいており、入院した場合も同じように 1 割の窓口負担をしていただいています。この制度は、入院する場合、予めこの申請をしていただいて、交付された減額認定証というものを病院の窓口で提示していただくと、自己負担額が減額され、一定の額以上は支払わなくて済む、というものです。
アナ	入院の場合、治療以外にも、確か食事代の負担などもあったと思うのですが、こういった食事代負担額も対象になるんでしょうか。
○○	はい、この申請をしていただくと、医療費の窓口での支払額の減額だけではなくて、入院中の食事代も減額されます。
アナ	なるほど。窓口で支払う額が少なくなる訳ですからこれは助かりますよね。ところで、この制度は、どういった方が対象というか、申請できるんでしょうか。
○○	はい、この申請は、一緒に住んでいる世帯全員の方の住民税が非課税である低所得の被保険者の方が対象、ということになっています。
アナ	なかなか家族の住民税課税状況、というのは、わからないかもしれないと思うのですが。例えば、自分はどうも当てはまりそうだなと思う方は、どうしたらいいんでしょうか。
○○	はい。広域連合では、該当になると思われる方々へ、７月中頃に、この申請についてのお知らせをお送りします。長期間入院されていたり、これから入院を予定されている方は、お住まいの市や町の長寿医療担当窓口で申請していただきたいと思います。
アナ	わかりました。それと、この申請は、お知らせが届いたらすぐにした方がいいんでしょうか。
○○	いえ、先ほど申し上げましたように、現在も入院されているとか近々入院の予定がある、というような場合は別として、お知らせを受け取った方全員がすぐに申請しなければならない、というものではありませんし、申請期限というのもありませんから、それぞれのご都合に合わせて申請していただければいいのではないかなと思います。特に、お知らせの葉書が届いた直後は、場合によっては市や町の窓口が大変混み合うこともあるかもしれませんので。
アナ	すぐに必要、という場合はともかく、今後の備えとして申請をする、という場合は、ゆとりを持って申請に行かれた方が、手続きも比較的スムーズに行えるのではないか、というわけですね。ありがとうございました。 この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合　電話０２８－６２７－６８０５　までお願いいたします。明日は、基準収入額適用申請について伺います。 ○○さん、今日はありがとうございました。
○○	ありがとうございました。